

(1) 長期修繕計画の 5 年ごとの見直し(2025 年 7 月の総会決議要)

検討専門委員会規約(改正案)添付

委員公募:2023年8月想定(第9期第1回理事会で公募決定し実施)。

第9期において理事の役割分担として、修繕担当理事2名(以上)を決めて頂きたい。

(2) ゴミ室の件

- ・前回の理事会で議論した様に売主と管理会社は条例違反を是正する義務がある。
2015年の建築確認に際し、ゴミ室は建築確認申請書の記載内容と同じであったはず。
つまり、700lit反転コンテナ8台、60litポリバケツ55個が備品として設置されていたはず。
- ・マンション購入者はこの備品も含めた価格でマンションを購入しており、備品は購入者の所有物である。(反転コンテナ 20万円x8台=約160万円。)
反転コンテナの移動、紛失はこれを行った者の責任で復帰させなければならない。

(3) 早期要修理案件

- ・給水ポンプ(第7期理事会より諮問):定期点検で、かねてから水漏れが多く報告されており、錆びもみられる。総会で修繕積立金の取崩を決議し、早期にオーバーホール実行要。費用:137万円(?)

(4) 改正マンション管理適正化法に基づく世田谷区の条例(次ページ)

「マンション管理適正化計画」「マンション管理計画認定制度」説明会 24日14:00~16:00